

# 田村厚生労働大臣からの保育士確保のメッセージ（平成25年12月26日発表）

保育士資格をお持ちの方、  
保育所入所待機児童の解消のために  
その力を貸してください



厚生労働大臣の田村憲久です。

平成25年4月現在で、2万人以上の子どもが保育所に入ることができない状況です。この待機児童解消のため、今、保育士の皆さんの力が重要です。ぜひ、その力をお貸しください。

厚生労働省では、平成29年度末までに待機児童を解消するため、「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいきます。このプランは、平成25年度と26年度の2年間で20万人分の保育の受け皿を整備し、平成27年度から29年度末までの3年間でさらに20万人分、合計で40万人分の保育の受け皿を整備するというものです。しかし、保育所などの保育の受け皿が整備されても、保育を支える保育士がいなければ、保育は行えません。

保育士資格は持っているけれど、今、保育士として働いていない皆さん。待機児童解消のために、その資格・能力を保育所で発揮してください。都道府県等の保育士・保育所支援センターやハローワークで、保育所などの紹介をしていますので、ぜひ、お訪ねください。都道府県などにおいては復職前の実技研修を実施していきますので、ブランクがあっても安心して復職できます。

保育所などの施設・事業所の皆さん。保育を支える保育士の確保に大変ご苦勞されていると承知しております。地方自治体においても保育士確保のための様々な施策を実施しておりますが、厚生労働省としても保育士の処遇改善を進めるとともに、都道府県労働局・ハローワークにおいて、最大限の支援をさせていただきます。保育士の確保に困りの場合は、お近くの保育士・保育所支援センターやハローワークに、ぜひ、ご相談ください。

保育士養成施設の皆さん。保育士になるため日々勉強に励まれている学生に対してはもちろろん、卒業生に対しても、ホームページや広報誌などを通じて、「今、保育士が強く求められている」というメッセージを、ぜひ、発信してください。また、保育に携わる事業者の皆さんも、同様に、保育士の必要性を発信してください。

どうか、1人でも多くの児童を保育できるよう、ともに、待機児童の解消に取り組んでいきましょう。

厚生労働大臣 田村憲久

# 保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
- また、現状の保育士の求人状況のみでも、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題

○ 「人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）」と「人材確保を支える取組」により保育士確保に総合的に取り組む

○ さらに、保育士の確保を強化するため、「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施

○ これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、待機児童解消加速化プランを着実に推進

## 1. 人材育成

- ①保育士養成数の増加  
幼稚園教諭免許状保有者に係る保育士資格取得特例の活用による保育士の増加。受講費支援を実施。
- ②保育士資格の取得支援  
・認可外保育施設や保育所等に勤務する保育士資格を持たない方に対し、保育士養成施設における受講費等を支援  
・保育士養成施設への入学者を対象に、修学資金を貸し付け
- ③保育士養成施設に対する働きかけ・就職あっせん機能の強化
- ④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援

## 2. 就業継続

- ①新人保育士を対象とした離職防止のための研修  
新人保育士の早期退職を防止するための研修を実施
- ②保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修  
保育士の保育の質向上を目的とした研修を実施
- ③宿舎の借り上げ  
宿舎借り上げのための賃借料を補助

## 4. 働く職場の環境改善

- ①処遇改善
- ②保育体制の強化  
保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減
- ③管理者等を対象とした雇用管理の研修  
管理者に対し、離職防止につながる雇用管理研修の実施

## 3. 再就職

- ①保育士・保育所支援センターの活用  
潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施
- ②再就職前の実技研修  
ブランク等があり、現場への再就職に不安を感じている方を対象とした、潜在保育士の再就職前の保育実技研修等を実施
- ③養成校を通じた卒業生に対する再就職支援  
保育士養成施設の卒業生に対し、再就職に関する情報を提供

### 保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける重点取組
  - ・未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
  - ・求職者の保育士としての就業意欲を喚起する求人情報の提供
  - ・保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
- ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化
  - ・都道府県等が持っている保育所整備等の情報に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、マッチングを重点的に実施
  - ・関係機関が実施する研修等に関する情報の共有
  - ・保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
  - ・ハローワークと保育士・保育所支援センター等で求職者に対する共同支援

## 5. 人材確保を支える取組

- 保育士マッチング強化プロジェクトへの関係機関の参加
- 保育士確保に関する広報
- 「都道府県子ども子育て支援事業支援計画」の策定支援による計画的な人材確保策の確立
- 保育士・保育所支援センターの好事例集の収集・提供
- 都道府県や市区町村における保育士確保の取組状況の把握

## 保育所等における事故防止の徹底について

- 子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務
- 保育所等の全職員の間で共通理解・共通認識の下、日々継続的な取組が必要

### 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化し、事故防止を図る。

#### 【日常の安全管理】

- ・ 事故防止マニュアルや安全点検表を作成し、施設内外の点検を行う。  
また、定期的に事故防止マニュアル等を評価して改善を行う。
- ・ 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意が必要。  
保護者と子どもの生活リズム・特性・健康状態を話し合い、子どもの状態を把握する。

#### 【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- ・ 過去に発生した事例等を記録し、事故を誘発する原因を洗い出し、分析することで、事故予防対策に活用。事故事例等を職員間で共有し、職員の安全への意識を高める。
- ・ 事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図る。
- ・ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、緊急時の協力体制を確保。
- ・ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有し、定期的な訓練を実施。

### 考えられる事故とその対応例

- ・ ガラスによるケガ：シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるように工夫
- ・ 遊ぶ際の服装：遊具に引っかかりやすい形状の服装（フード、マフラーなど）は避ける
- ・ 食事の内容：栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか確認  
（子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等）

# 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究  
(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー  
対応ガイドライン作成  
(平成23年3月発出)

## ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- **保育所におけるアレルギー疾患の実態**  
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- **アレルギー疾患各論**  
保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- **食物アレルギーへの対応**  
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。  
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

## ガイドラインの活用に向けて

- **ガイドラインの周知徹底**  
→ 各自治体への周知だけでなく、保育団体へも協力要請し、各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、厚生労働省のHPに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、日本医師会、小児科医会等へも協力要請し、嘱託医へも周知を図る。
- **Q&Aの作成**  
→ ガイドラインの活用の際に、あらかじめ想定される質問事項はQ&Aを作成し、保育現場でより使いやすいガイドラインとする。
- **研修体制の強化**  
→ アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を組み合わせよう協力要請する。

# 「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による「子どもの健康及び安全」の確保と対応の明確化
- 「構造改革特別区域」において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針※1（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）

※1なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における  
食事の提供  
ガイドライン作成  
（平成24年3月発出）

## ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 子どもの「食」をめぐる現状  
各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする
- 保育所における食事提供の現状  
全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。
- 保育所における食事提供の意義と具体的なあり方  
「発育・発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指したあり方を示す。
- 保育所における食事提供の評価（チェックリスト）  
子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。
- 好事例集

## ガイドラインの活用に向けて

### ○ガイドラインの周知徹底

→このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようにする。また、厚生労働省のHPIに掲載し、活用しやすい体制を整える。

○保育所における食事の提供・食育の質の向上  
→調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理性態に関わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

→乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事の重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

## 「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

○ 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月)

○ 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)

(2) 子どもの健康及び安全の確保 ① 保健衛生面の対応の明確化

○ 保育所における保健予防対策についての調査研究(平成20年5月～平成21年3月)

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定(平成21年8月)



2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

### 改訂の主なポイント

- 学校保健安全法施行規則の一部改正(平成24年4月1日施行)における「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じて、内容、登園のめやすを修正
  - ・ 出席停止の日数の数え方について記載
- 乳幼児期の特性に応じた感染症対策について、最新の知見から修正・加筆
  - ・ インフルエンザの登園のめやすのエビデンス、
  - ・ 「保育所で問題となる主な感染症とその対策」にRSウイルスを追加
- 感染経路別に対策を詳細に記載・・・咳エチケットや手洗いの方法など
- 感受性対策として予防接種の重要性を記載(子ども・職員)
- 感染防止の重要性を踏まえ、消毒の方法など衛生管理の詳細について加筆
- 保育所職員の健康管理、予防接種の重要性について、より詳細に記載

## 社会福祉法人の運営に関する情報開示について

(平成25年5月31日厚生労働省3局長連名通知)

(背景)

○ 社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという社会福祉法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められている。

※ 「保育に関する規制改革会議の見解」(平成25年5月2日)においても、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところ。



### このため、社会福祉法人及び所轄庁に対し、以下の事項について要請

#### 1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

#### 2. 所轄庁における取組

上記1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成24年度分から可能な限り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

# 財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

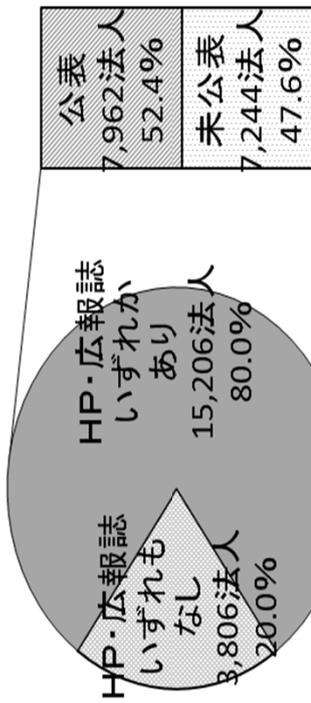
## 財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)  
厚生労働省 提出

- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

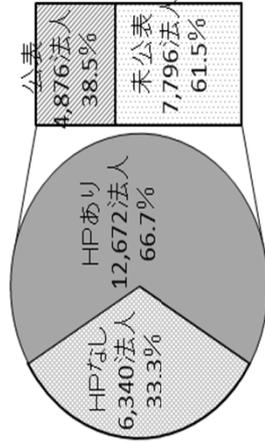
### 1. 社会福祉法人での公表状況

#### <ホームページ・広報紙いづれかの公表状況>



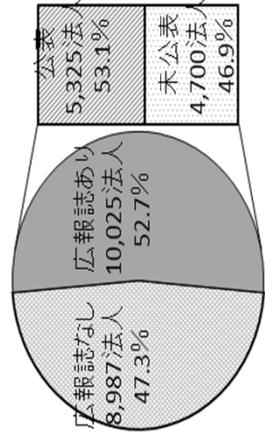
N=19,012法人

#### <参考：ホームページでの公表状況>



N=19,012法人  
HPなしのうち1,551法人が来年度中に開設予定

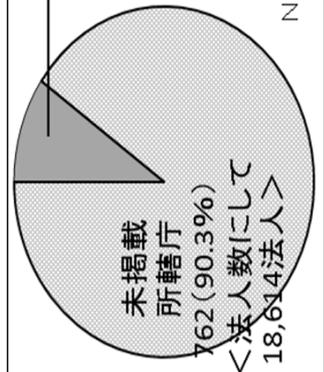
#### <参考：広報紙での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

### 2. 所轄庁での公表状況

#### <HP掲載している所轄庁>



N=844

掲載所轄庁 82(9.7%)  
<法人数にして 1,134法人>

■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由

- ・HPのシステム構築に時間を要するため
- ・法人の了承が得られないため 等

## 【参考】ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

### ＜HPがある法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

### ＜HPで公表している法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

事 務 連 絡  
平成25年11月18日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主幹課保育担当者 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示について  
(依頼)

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（平成25年5月31日雇児発第14号・社援発第11号・老発第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）において、法人の業務及び財務等に関する情報の公表を依頼させていただいているところです。

別添通知にあるとおり、社会福祉法人は、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成25年5月2日に開催された規制改革会議においては、特に、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところです。

つきましては、所管の保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、業務及び財務等に関する情報が未公表である場合には、別添通知の趣旨を御理解の上、再度、一般の方の閲覧が可能となるようインターネットや広報等における公表の実施について、周知及び指導していただくよう、御協力をお願いします。

また、併せて、所轄庁におかれても、別添通知において、所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について、公表の実施が求められておりますので、御協力をお願いします。

都道府県におかれては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、社会福祉法人日本保育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟に対しても、別紙により依頼をしておりますので、申し添えます。

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課  
堀

電 話：03-5253-1111  
(内線 7961)

F A X：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

雇児発 0531 第 14 号  
社援発 0531 第 11 号  
老発 0531 第 6 号  
平成 25 年 5 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公印省略)

#### 社会福祉法人の運営に関する情報開示について

社会福祉法人の運営に関する情報開示については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 44 条において、社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないとされており、開示を義務付けています。

また、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号・社援発第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においては、法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であると示されており、社会福祉法人の積極的な情報開示を求めているところです。

一方、所轄庁に対しては、同通知により、現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、各都道府県市の情報公開条例に定める手続により、公開することが望ましいと示されており、各都道府県市の適切な対応を求めているところです。

以上のように、社会福祉法人の運営状況については、一定の透明性の確保を図っているところですが、社会福祉法人の非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められており、平成25年5月2日に開催された規制改革会議においては、保育に関する規制改革会議の見解として、「社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開する」と示されたところ です。

これらを踏まえ、貴職におかれては、下記のとおり所管する社会福祉法人に対して、業務及び財務等に関する情報を公表するよう周知及び指導いただくほか、併せて、平成25年6月末までに提出される所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について、公表を実施いただきますようお願いいたします。

また、下記を取組状況を調査の上、その結果を平成25年9月末までに同会議に報告することとしていることから、追って、社会福祉法人及び所轄庁における取組状況に関する調査を実施することとしておりますので、ご協力の程、お願い申し上げます。

都道府県におかれては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 社会福祉法人における取組

法人の業務及び財務等に関する情報（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書）について、一般の方から請求があった場合には、これを閲覧に供することとするほか、平成24年度分から広く一般の方の閲覧が容易に可能となるよう、インターネット、広報等において公表すること。

なお、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、厚生労働省において、今年中に結論を得ることとしていること。

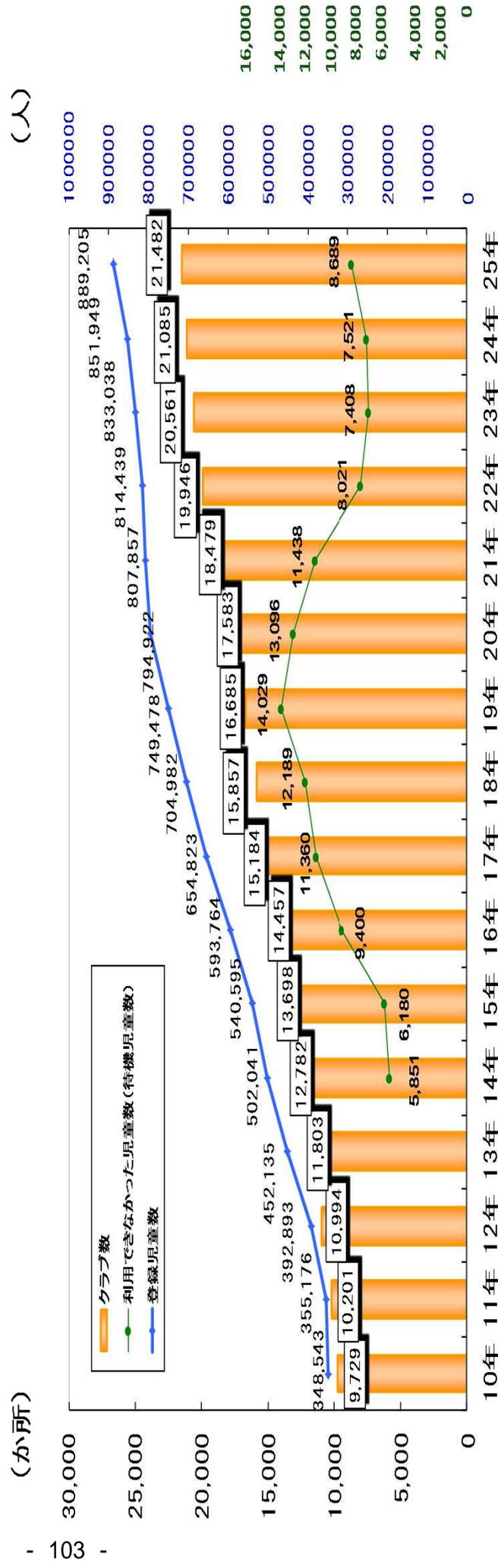
### 2. 所轄庁における取組

上記1. による所管する社会福祉法人の情報公表状況を収集し、所轄庁のホームページ上に当該公表内容に関するリンクを設けることや、社会福祉法第59条に基づき所管する社会福祉法人から提出される貸借対照表及び収支計算書について、平成24年度分から可能な限り、一般の方の閲覧が常時可能となるよう、閲覧場所の確保やインターネットへの掲載等の体制の整備を行うこと等の対応を行うこと。

# 放課後児童クラブにおける待機児童の現状について

- 平成25年5月1日現在の利用できなかった児童(待機児童)数は、8,689人(2年連続の増加)
- 平成25年5月1日現在の登録児童数は889,205人(前年比37,256人の増加)
- 利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数は、364自治体(全体(1,742自治体)の約20.9%)
- 都市部(※)の待機児童数は全体の約69.5%(6,037人)  
※首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県)の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計

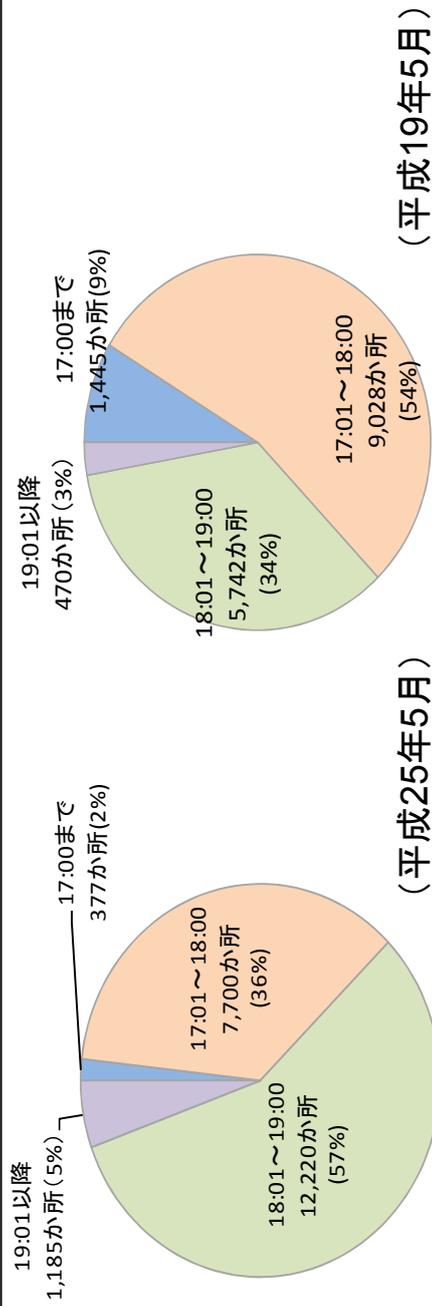
## 〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕



※各年5月1日現在(育成環境課調)

- 放課後児童クラブについては、「小一の壁」の解消に向けて、開所時間の延長が一定程度進み、18時を超えて開所するクラブが全体の6割を超えた。(平成25年5月1日現在)
- 一方、18時を超えた開所については、保育所が84.7%となっているのに対し、クラブが62.3%にとどまっている。

終了時刻(平日)の状況



終了時刻(平日)の状況(保育所との比較)

終了時刻	17:00 以前		17:01~ 18:00	18:01~19:00		19:01 以降	計
	17:00 以前	17:01~ 18:00	18:01~ 18:30	18:31~19:00	19:01 以降		
放課後児童クラブ	377 1.8%	7,700 35.8%	5,187 24.1%	7,033 32.7%	1,185 5.5%	21,482 100.0%	
保育所	228 1.0%	3,091 14.2%	14,038 64.5%	4,394 20.2%	21,751 100.0%		

※放課後児童クラブは平成25年5月1日現在(育成環境課調)、保育所は平成23年10月1日現在(社会福祉施設等調査報告)

- 小一の壁の解消に向けて、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、保育緊急確保事業により、開所時間の延長を促進する。(平成26年度予算案として内閣府に約51億円を計上)